

## 社会福祉法人みらい 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みらい（以下「この法人」という）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の額)

第3条 第3条 役員及び評議員の報酬等は、定款第8条及び第22条に定める金額の範囲内で、別表1および別表2に基づき支給する。ただし、この法人の給与規程に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。

### (報酬等の支給方法)

第4条 第2条各号及び第3条に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

### (出張旅費)

第5条 役員及び評議員が職務のために出張した場合は、社会福祉法人みらい出張・旅費規程に基づき、旅費を支給する。

### (公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

1 この規程は平成29年 6月29日から施行する。

附 則

1 この規程は平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この規程は令和 6年 7月 1日から施行する。なお、監事による法人及び施設の指導監査立会業務、その他会議の出席報酬、計算書類監査報酬については、令和6年5月1日から対象として、遡って適用する。

別表1 出席報酬

名称	報酬日額 (1人あたり)	年度総額 (1人あたり)	年度総額 (合計)
評議員会 出席報酬等	5,000円	50,000円	450,000円
理事会 出席報酬等	5,000円	50,000円	500,000円
監事の法人及び 施設の指導監査 立会業務	10,000円	50,000円	100,000円
監事のその他会議 等の出席報酬	5,000円	25,000円	50,000円

別表2 監査報酬

名称	報酬額 (1人あたり)	年度総額 (1人あたり)	年度総額 (合計)
監事の計算書類 監査報酬	10,000円	10,000円	20,000円